



ミツヒロニュース



新年号『令和』が始まりました。どのような時代になるのか、楽しみです。今月号では、クレジットカード払いにおいて注意して頂きたい事を解説しています。

消費税の仕入税額控除は、カード明細だけでは原則出来ません。カード払いの際は、レシート又は領収書をしっかりとっておいてください。10月から消費税の軽減税率が導入されると、増々、領収書等の保管が重要になります。経理処理の際、消費税の税率区分にも必要となりますので、今から準備をしておきましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇消費税改正に伴う「キャッシュレス決済でのポイント還元」
- ◇自動車税の留意点
- ◇学生アルバイトの社会保険適用
- ◇今月のお勧めセミナー
第1回実務講座
経理基礎編「経理実務の基礎」
- ◇あとがき
「新入社員紹介」



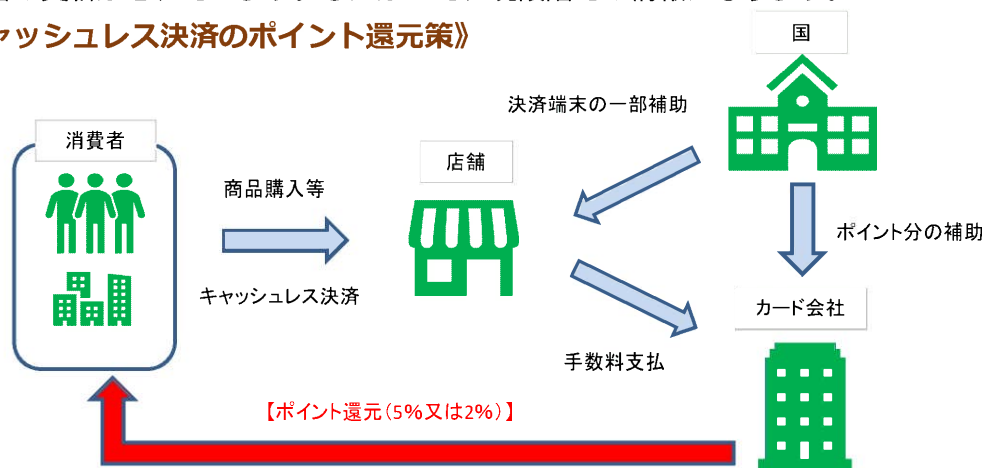
消費税改正に伴う「キャッシュレス決済でのポイント還元」

1. 景気対策なるか!?キャッシュレス決済でのポイント還元

この10月に消費税率10%への変更は「確実に実施する」と、昨年12月の税制改正大綱にて発表されました。また、増税後の消費の落ち込みを避けるため、政府や地方自治体からは、たくさんの対策案が浮上しています。この中でも恩恵を受ける可能性が高い『キャッシュレス決済のポイント還元策』の概要を解説します。

※日々内容の更新がされています。したがって、現段階での情報になります。

《キャッシュレス決済のポイント還元策》



この10月からの消費税率の引上げ後において、消費の底上げ・下支えを目的としつつ、特に中小の小売店・飲食店のキャッシュレス決済を促す対策を兼ねて、政府は、『クレジットカード決済等における一定率（5%又は2%）の還元策』を打ちました。還元策の構造は、上図の通りです。したがって、財源は予算から拠出されます。

現段階では4,000億円と試算されていますが、限度額を設けないとしているため、膨れ上がる可能性も指摘されています。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

【対象取引】①クレジットカード ②電子マネー ③コード決済（QRコード、バーコード決済等）

【対象者】対象取引を行う個人及び法人、消費税を免除されている事業者においても還元の恩恵を受けることができるため、益税の懸念がある。

【対象期間】・2019年10月～2020年6月（9ヶ月間）

東京オリンピック前に、景気を下支えしておきたいという思惑

【還元率】・中小小売、飲食店…5% ・コンビニ、外食、ガソリンスタンド等の大手のFCチェーン…2%

【除外品目（例）】

- ・商品券、印紙、切手、プリペイドカード…換金性が高いため
- ・住宅、車…別途政策による支援を予定しているため
- ・病院、介護…消費税が非課税のため。よって、美容整形等の消費税課税の場合は、還元対象。
- ・学校…消費税が非課税のため。よって、塾・予備校等の消費税課税の場合は、還元対象。

2.クレジット決済なら領収書不要？

「キャッシュレス決済でのポイント還元」は、法人のクレジットカード等の決済も対象となります。クレジットカード利用で経理上注意したい点について、特に書類の保管の方法に着目して、ご紹介します。

I クレジットカードの明細は領収書の代わりになるか

毎月送られてくるクレジットカードの明細、「支払先が一覧になっているのだから、内容や飲食の相手先など手書きでメモしておけば、領収書の代わりになるのでは？」と思われるかもしれませんが。

実は、これだけでは保管する書類の要件は満たさないのです。その他、注意すべきは次の点です。

- ・クレジットカード会社から交付される『利用明細』
クレジットカード会社が発行するもので「取引の相手先から交付を受ける」ものにあらず不可。
- ・『手書きの領収書』の場合の注意点
宛先を「上様」とされた領収書は、受取者の名称がないため不可です。また取引内容を明確にするため、但し書きは必須です。
- ・店舗でクレジットカードを利用した際の『カード会社の控え』（色付きのレシート状のもの）
取引内容の記載がないものがほとんどですので、経理上は、破棄しても結構です。その代わり、レシート又は領収書は必ず保管してください。

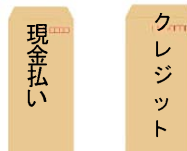
II 経理精算する際の注意点 “二重計上”を回避して！

クレジット決済のレシート等は、現金決済のレシート等と分けて保管しましょう。

カードを切ったにも関わらず現金払いとして経費精算すると、後日口座引落しがかり、二重で計上してしまいます。そこで提案です。

- (1) 現金支払いのレシート等と、クレジット払いのものとは、別々の袋（封筒など）で日々保管しましょう。
- (2) 現金払いのレシート等の方は、都度期日を決めて、精算します。
- (3) クレジット払いの方は、『利用明細』が届いたら、対応するレシート等をそれに貼り付けて保管します。
（※交際費として処理する飲食代のレシート等については、相手先の氏名や合計参加人数を記載すると良いです）

以上の方法で、二重計上を回避して、スマートな保管ができます。ぜひお試しください。



III なぜレシートを保管する必要があるのか？

ここからは、専門的な話。消費税は売上等で預かった消費税から、仕入等で支払った消費税額を控除して差引額を納税します。この支払った消費税を控除することを「仕入税額控除」といい、これを適用する要件が帳簿及び請求書等の両方の保存（税込3万円未満は帳簿のみ）です。

尚、9月末迄は、下記の記載内容①～⑤が必要です。

帳簿	取引の相手先から交付を受ける請求書等	
㊦支払った相手先の氏名・名称	①支払先の氏名・名称	⑤受取者の氏名・名称 (小売業・飲食店業等は記載不要)
㊧支払年月日	②取引年月日	⑥軽減税率の対象品目である旨
㊨資産又は役務の内容	③取引内容	⑦税率ごとの合計金額
㊩支払った金額	④取引金額	

(次項へつづく)

帳簿は、**経理の方がメモ部分である摘要に相手先・内容を入力しなければ、原則は仕入税額控除ができません。**請求書等は、**レシートでも上記の要件を満たす場合は OK** です。

近年の税務調査では仕入税額控除の要件を厳格に見ることもあり、**レシート・領収書等の保存は絶対に必要**です。また、税務調査で用途が不明であるとして、役員賞与認定される危険性もあります。

IV 領収書保管は、転ばぬ先の杖です（軽減税率導入後）

10月以降軽減税率の導入に伴い、請求書等の記載事項は前頁の表の①～⑤に加え、**⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率ごとの合計金額**が追加された「**区分記載請求書等**」の**保存**が要件となります。**経理の方は帳簿に 10%の品目と 8%の品目とを分けて処理する必要**があり、**領収書がないと区分できなくなります。**そうになったら致命的。まさに、レシート保管は転ばぬ先の杖。いまから万全の準備をしておきましょう。

— 自動車税の留意点 —

自動車税は、自動車の所有者に対して課税される財産税の一種であり、毎年4月1日現在に三輪以上の小型自動車、普通自動車（特殊自動車を除く）の所有者として自動車検査証（車検証）に記載されている人が納税義務者となります。

5月ごろに都道府県から送られてくる納税通知書にしたがって、5月末日まで（青森県と秋田県は条例により6月中）に納める税務手続きとなります。

年度の途中で新規登録（新車・中古車は問わない）があった場合は、登録の月の翌月から年度末までの月割課税、廃車の場合は、4月から消滅（登録抹消）の月までの月割課税となります。

所有者変更の場合、4月1日現在の所有者に全額課税されます（月割課税されない）ので、友人・知人間などの売買の場合には、売買時点で自動車税の負担額についてきちんと取決めするなどして、後日トラブルにならないようご注意ください。

また、引越しをした場合は通常、引越し前の市区町村に転出届を引越し後の市区町村に転入届を提出しますが、自動車税も同様に、自動車の所有者にきちんと納税通知書が届くようにするために、住民票の手続きとは別に、自動車検査証の住所変更登録が必要となります。

自動車検査証の住所変更登録は、住所変更の届出など住民票の手続きと連動しませんのでご注意ください。

自動車税の住所変更登録を忘れずと、納税通知書が届かないこととなる一方、自動車税の納付期限の5月末日までなら利用できたコンビニ等での自動車税の納付ができなくなります。

また、納期限までに納めなかったことで、納付期限の翌日から1ヵ月を経過するまでは特例基準割合に1%を加算した割合（例：1.7%+1%=2.7%）、その後は特例基準割合に7.3%を加算した割合（例：1.7%+7.3%=9%）の延滞税が課されます。

未納の状態を放置しますと、車検も受けることができません。

自動車納税通知書の一部は自動車税の納税証明書となっており、自動車税を納めたときに、收受印を押印の上、半券として返される書類が自動車税納税証明書です。

通常、車検を受ける場合には、これまでの車検証、自動車損害賠償責任保険証明書、自動車税納税証明書の3点が必要です。

車検が受けられない事態にならないよう、自動車税の住所変更登録を忘れずに行ってください。

（注意）

上記の記載内容は、平成31年3月1日現在の情報に基づいて記載しております。

今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。



学生アルバイトの社会保険適用

◆アルバイト学生の社会保険加入は

アルバイトで働く方であっても、労働時間や出勤日とその会社の正社員と比較してそのアルバイトの1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が一般社員の4分の3以上であれば健康保険・厚生年金に加入させなければなりません。

しかし、学生アルバイトの場合はどうでしょうか？「学生の本分は勉強でありアルバイトは空いた時間に従事しているだけだから社会保険に加入させなくともよい」と考えがちです。しかも学生自身、親の扶養家族になっているのが一般的ですので本人が社保加入を考える事はないでしょう。

親の健保の被扶養者である所得要件は年収130万円未満であり、勤務状況が上記の加入義務要件を満たした場合は健康保険・厚生年金保険の加入対象者になります。社保加入を避けるためには労働時間や出勤日数の軽減を検討する事になります。

◆アルバイト学生の雇用保険加入は

労災保険や雇用保険はどうでしょうか？労災保険は正社員、アルバイト・パート、日雇労働者等名称に関係なく労働者であれば全員が適用になります。会社は学生アルバイトが業務上や通勤途上でけがをした場合は労災保険を適用します。



雇用保険の加入要件は、1) 週の所定労働時間が20時間以上である事、2) 31日以上雇用見込がある事の2つでアルバイトでも加入対象者です。原則として昼間学生は雇用保険の加入義務はありませんが、1) 適用事業所に雇用され卒業後も引き続き当該事業所に雇用される事となっている人、2) 休学中の人、3) 定時制課程の学生、4) 前1~3に準ずる者として職業安定局長が定める場合は加入義務があります。

◆所得による国民年金学生納付特例の有無

20歳以上で学生の期間中は国民年金保険料の納付特例を使って納付猶予をしている方も多いと思います。これを使う場合の学生本人の所得要件ですが、118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等以下であれば国民年金保険料納付特例制度が利用できます。ちなみにアルバイト収入が年103万円を超えると所得税がかかります。

参考文献： ■ゆりかご倶楽部

今月のお勧めセミナー

第1回 実務講座

経理基礎編「経理実務の基礎」

当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の集大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全5回シリーズで開催します。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

(開催日5月15日(水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

あしがき 初めまして。4月に入社しました、清家(せいけ)と申します。入社して1か月が経ち、少しずつできることが増え、楽しさを実感しています。これからセミナーや研修にも参加するので、電話対応やビジネスマナーについてしっかり学びたいと思います。今年の5月は特に長いゴールデンウィークでしっかりリフレッシュでき、また、新元号にもなりましたので、さらに気を引き締めて頑張りたいと思います。これからも日々成長できるよう精進していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

